

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年9月23日(金)午後3時から午後4時25分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(23名)

1番 佐藤正剛 委員	2番 穴澤久男 委員
3番 塚本繁雄 委員	4番 安藤幸春 委員
5番 大木章寿 委員	6番 佐藤喜巳 委員
7番 石毛甲子男 委員	9番 今井睦子 委員
10番 石田利之 委員	11番 大木丈雄 委員
12番 伊藤栄治 委員	14番 山崎幸治 委員
15番 伊藤喜信 委員	16番 久古浩二 委員
17番 大木寛 委員	18番 渡邊弘仁 委員
19番 熱田幸子 委員	20番 川口京子 委員
21番 太田忠治 委員	23番 大木一夫 委員
24番 石井敏雄 委員	25番 椎名勝英 委員
27番 伊藤定夫 委員	

4 欠席委員(4名)

8番 郡司武幸 委員	13番 椎名正和 委員
22番 菱木信治 委員	26番 鈴木正夫 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 17件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について
1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
11件

議案第4号 平成28年度第4次農用地利用集積計画(案)について
(別冊)

議案第5号 平成28年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定に
ついて
(別冊)

報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

(2) 利用権の中途解約に係る通知について 1件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)
事務局員 3 名
(産業振興課)
職員 3 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成 28 年 9 月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、太田会長から御挨拶をお願いいたします。

太田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は太田会長にお願いいたします。

議長 本日、出席委員は 27 名中 23 名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題と
いたします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、3 番塚本繁雄委員、4 番安藤幸春委員を指名
いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番
号 2 番から 15 番まで及び議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申
請に係る意見決定について」の番号 2 番から 9 番までについては、関連す
る案件のため他の案件とは別に審議・採決したいと存じますがこれに御異
議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第1号の番号2番から15番までと議案第3号の番号2番から9番までについては、関連する案件のため他の案件とは別に審議・採決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
他の案件とは別に審議・採決することに決しました。

議 長 続きます。日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号2番から15番までを除き事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の番号1番、16番及び17番は所有権移転に関する件であります。

【議案第1号、番号2番から15番までを除き議案書を基に朗読】

番号2番から15番までを除き、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。なお、番号17番につきましては、現地調査会が開催されておりますので、その経過報告を第1班の班長よりお願いします

11番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

16番 番号16番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

3番 第1班の現地調査班を代表して報告申し上げます。本案件につきましては、平成20年から平成27年にかけて本申請人に対し農地法第3条の所有権移転の許可をした経過があります。許可した農地について、農地利用されているか去る9月20日午前10時より、現地調査を実施いたしました。

現地確認の結果、対象農地について、その一部は農地利用されていませ
んでした。

その後の意見交換にて、農地の形状の問題もあるが、申請人より農地利用するとの回答が得られれば、今回は許可して良いのではないかとの意見が出されましたので、地元委員を通じ申請人へ確認したところ、速やかに農地利用するとの回答を得ましたので報告致します。

なお、一部違反転用の農地がありましたのでその農地については、平成29年3月までに農地復元するとの回答を得ておりますので併せて報告します。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

 (質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号2番から15番までを除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

 (「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号2番から15番までを除き採決に入ります。

 原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
 よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

 【議案第2号、番号1番を議案書を基に朗読】

事務局 番号1番は、太陽光発電施設用地として、畑計1,063㎡に計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

20番 番号1番について、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。転用目的に問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思いま

す。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。番号2番から9番までを除き事務局から議案の説明をお願いします。

【議案第3号、番号2番から9番までを除き議案書を基に朗読】

事務局 番号1番は、太陽光発電施設用地として、現況畑計854㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号10番について、資材置場用地として、畑251㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号11番について、駐車場及び資材置場用地として、畑2,466㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

27番 番号1番について、申請地については、周囲への影響も少なく問題ないと思われませんが、事業者については未だに許可済地の工事が完了していま

せん。他の案件とは別に審議採決してはいかがかと思ひます。

議 長 本案件は別に審議採決してはどうかとの意見がありました。これに御異議はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め、本案件は他の案件とは別に審議採決します。

議 長 引き続き、地区担当委員から御報告をお願いします。

1 番 番号10番について、申請人は建設業を営んでいます。資材置場が不足しているため新たに資材置場を計画するものです。転用目的に問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思ひます。

2 番 番号11番について、譲渡人が経営している会社の駐車場及び資材置場を計画するものです。既存の資材置場も効率利用しており、転用目的にも問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思ひます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」番号1番から9番までを除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」番号1番から9番までを除き、採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 引き続き、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号1番ついてを議題とします。

まず、これまでの経過概要について、事務局より説明をお願いします。

事務局 当該申請者の案件ですが、許可された許可済地が完了しておらず、県の転用事務指針に許可することができないとの明記のある事項に該当するとし、7月総会においては、当該申請者の案件について「許可にあたっては慎重に審議されるよう」意見を付した上で許可相当として、県へ進達した経過となっています。

今回の申請にあたり、工事の進捗状況を確認したところ、椿地先については9月20日に着工し10月13日に完了する予定とのことでしたが、本日現地を確認したところ、草刈が実施されてはいましたが資材の搬入等については確認できませんでした。亀崎地先については、未だ協議中とのことです。

県の事務指針においては、総合的に判断することとなりますが許可済地の大半が完了していない場合は許可できないこととなっています。大半が完了と明記があるので2か所の許可済地の内、1か所は完了している必要があると思われませんが、草刈がされたことで、完了に目途がついたものとして取り扱うこととするか御協議をお願いしたいと思えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

11番 事業者については未だに許可済地の工事が完了していません。転用事務指針において、許可できない要件に該当すると思われることから、不許可相当として県へ進達してはいかがかと思えます。

6番 不許可相当として県へ進達してはいかがかと思えます。

18番 不許可相当として県へ進達してはいかがかと思えます。

23番 不許可相当として県へ進達してはいかがかと思えます。

議 長 その他、質疑、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 暫時休憩をします。

議 長 会議を再開します。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号1番について、許可済地の大半が未完了となっていることから、不許可相当として県へ進達してはいかがかと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号1番の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号1番について採決に入ります。
番号1番について、許可済地の大半が未完了となっていることから不許可相当として県へ進達することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、左様決しました。

議 長 引き続き、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号2番から15番まで及び議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号2番から9番までを議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号と議案第3号の議案書を御覧ください。

【議案第1号、番号2番から15番までと議案第3号、番号2番から9番までを議案書を基に朗読】

議案第1号、番号2番から15番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議案第3号、番号2番は営農型太陽光発電設備用地として畑3, 313㎡の内3, 66㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議案第3号、番号3番は営農型太陽光発電設備用地として畑計3,548㎡の内20,31㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議案第3号、番号4番は営農型太陽光発電設備用地として畑計8,470㎡の内0,71㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議案第3号、番号5番は営農型太陽光発電設備用地として現況畑2,516㎡の内0,21㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議案第3号、番号6番は営農型太陽光発電設備用地として畑計1,106㎡の内0,01㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議案第3号、番号7番は営農型太陽光発電設備用地として畑計7,962㎡の内0,66㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議案第3号、番号8番は営農型太陽光発電設備用地として畑1,905㎡の内0,18㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議案第3号、番号9番は営農型太陽光発電設備用地として畑5,974㎡の内0,61㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 　　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

9 番 　　議案第1号、番号3番、5番、7番、9番、11番、12番、14番、及び15番は、営農型太陽光発電事業用農地の区分地上権を設定するもので、事業計画から下部の営農に問題はないと思います。

議案第1号、番号2番、4番、6番、8番、10番及び13番は、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思います。

議案第3号、番号2番から9番までは、営農型太陽光発電施設を設置するもので、事業計画から下部の営農に問題はないと思います。

議 長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号2番から15番まで及び議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号2番から9番までについて、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号2番から15番まで及び議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号2番から9番までについて、採決に入ります。原案のとおり決すると共に、議案第1号の番号2番から15番までについては、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。
よって本案は、左様決しました。

議 長 次に、議案第4号「平成28年度第4次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。本案につきましては、去る9月20日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について報告をお願いします。

【農地銀行運営委員会からの報告】

2番 本件につきましては、去る9月20日匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、平成28年9月13日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成28年度第4次農用地利用集積計画案を審議いたしました。

審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われまます。計画案の内容につきましては、利用権設定関係4件、対象面積合計12,564㎡です。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会からの報告が終わりました。引き続き事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号「平成28年度第4次農用地利用集積計画(案)について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号「平成28年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。本案につきましては、去る9月20日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について農地銀行運営委員会会長から報告をお願いします。

【農地銀行運営委員会会長からの報告】

2番

本件につきましては、去る9月20日匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、平成28年9月13日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成28年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見について、を審議いたしました。

審議した結果につきましては、本計画は適当と思われまます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会におい

て、承認されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。詳細について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農用地利用配分計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号「平成28年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第5号「平成28年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について1件、利用権の中途解約に係る通知について1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 　ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議 長 　特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

議 長 　本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	17件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	11件
議案第4号 平成28年度第4次農用地利用集積計画（案）について	（別冊）
議案第5号 平成28年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について	（別冊）
報告事項（1）農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
（2）利用権の中途解約に係る通知について	1件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成28年9月23日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。